

概要

1. はじめに

グローバル社会の中で我が国が持続的な発展を遂げるためには、イノベーションの創出が不可欠であり、「博士人材」はその中核を担うことが期待されている。しかし、国や大学による博士課程修了後の進路情報の取得は、現在、限定的で、社会全体における博士人材の活躍状況を把握する基盤が十分整備されていない。このような現状は、優秀な学生が博士課程進学を躊躇する原因の一つとなっているのではないかと考えられている【1】。そこで、文部科学省科学技術・学術政策研究所（NISTEP）では、博士人材の進路情報の継続的な収集により、エビデンスに基づいた科学技術人材政策の立案等に貢献することを目的として、2011年度より博士人材データベース（JGRAD）の構築・運用を進めている。

JGRAD は、2011年度より、基本構想の検討とシステム開発が開始され、2014年度からは、協力大学を募り試験的な運用（パイロット運用）が開始された。パイロット運用は当初 12 大学で始まり、2015年3月には NISTEP 及び参加大学で構成される「博士人材データベースのパイロット運用に関する連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という）において、2016年度も引き続きパイロット運用を継続することが合意された。その結果、2016年度8月末現在、国公立大学 28 大学の参加を得て、パイロット運用を継続実施している。

JGRAD に関する 2015 年度の主なトピックとしては、次の通りである。

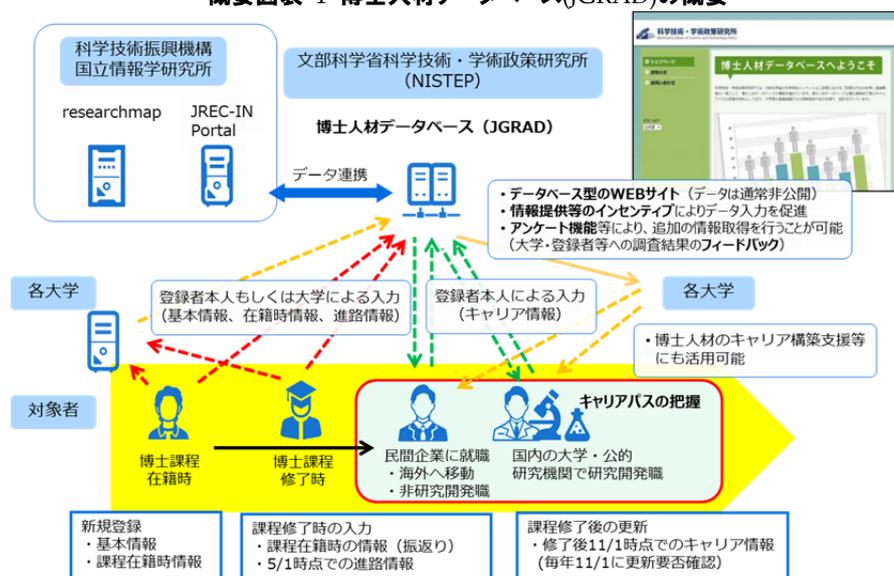
- ・ JGRAD が内閣府の第 5 期科学技術基本計画¹【2】に位置付けられるなど、政策的な位置づけが強化された
- ・ プロジェクトの推進モデルとして参加大学とのパートナーシップが一層重視されるようになった
- ・ 従来の長期的なキャリアパス追跡に加えて、登録者や大学に短期的に結果をフィードバックできる調査として博士人材に対しキャリアパスに関する意識調査を JGRAD で初めて実施した
- ・ 科学技術振興機構（JST）の研究者総覧データベース researchmap²（リサーチマップ）や JREC-IN Portal³（ジェイレックインポータル）データベース等との連携強化を開始した
- ・ 個人情報保護の観点から法務的整備・検討を行い、取り組みを強化した
- ・ 官民協力による JGRAD の運営形態についてフィジビリティ・スタディが行われた

¹ 総合科学技術・イノベーション会議「科学技術基本計画」（2016年1月22日閣議決定）。

² researchmap（リサーチマップ）は、科学技術振興機構が提供している研究者総覧データベース。

³ JREC-IN Portal（ジェイレックインポータル）は、科学技術振興機構が企画・運営する求人情報提供サービス。

概要図表 1 博士人材データベース(JGRAD)の概要



出所) 文部科学省科学技術・学術政策研究所作成

2. 科学技術政策における博士人材データベース(JGRAD)の位置づけ

我が国の科学技術政策の指針となる総合科学技術・イノベーション会議「第5期科学技術基本計画」(2016年1月22日閣議決定)【2】において、科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活躍促進として、「博士人材のデータベースの整備・活用等を推進する。」旨の記載が盛り込まれた。その結果、JGRADは今日、我が国の科学技術イノベーション政策の一翼を担うプロジェクトへと、その政策的位置づけが大きく強化されることになった。

これを踏まえ、「科学技術イノベーション総合戦略2016」(2016年5月24日閣議決定)【3】においても、「人材データベースの充実等を推進することにより、キャリアパスの充実化・明確化に取り組む」ことが位置づけられ、特に、「博士人材データベースについては、人材流動化の促進にも資するため、JREC-IN Portalやresearchmap等の関連データベース等との連携を進める」ことが明記された。

3. JGRADによるキャリアパスの追跡

3.1 キャリアパス追跡の概念

JGRADの構築を開始した当初、その概念設計のため委員会が設けられ、いかなる情報を把握すべきか等について検討が行われた。その結果を踏まえ、現在の登録項目が設定された。しかし、現在の登録項目は多岐に及んでおり、登録者の入力負担感の軽減や、これまで2年間のパイロット運用における登録の実態を踏まえながら、本格運用に向けて、これらの項目を精査していくことが必要ではないかと考えている。

項目の精査にあたっては「キャリアパス追跡」の概念について、改めて整理しておく必要がある。ここでは「動態分析」とは、「博士人材の移動(モビリティ)の状況(動態)を、長期に

わたり、継続的に追跡していくこと」であると定義する。すなわち、以下のような博士人材の移動情報を追跡することである。

- 組織間の移動：機関間移動とセクター間移動
- 空間的な移動：地域間移動と国際間移動
- 分野間の移動
- 職種間・業種間の移動
- 職階間の移動

このように、動態分析が主として人材の移動というダイナミズムに焦点を当てた分析であるとするれば、「状態分析」とは、各キャリアステージにおける博士人材のおかれた時々の状況（状態）を、スナップショットとして把握するための分析であると考えられる。

JGRAD の登録項目は、現在、事実（ファクト）の把握を中心に設定されている。しかし、政策の立案やプログラムの改善にあたっては、事実の把握だけでなく、例えば、処遇に対する満足度や博士人材の関心事項など、登録者の意識に関する調査（意識調査）も必要ではないかと考えられる。

そこで、2015年度の試行的な取り組みとして、これらの長期的視点に立った調査研究（キャリアパスの把握・追跡）に加え、大学や登録者のニーズに対して、より短期的なフィードバックが可能な調査研究を取り入れた。具体的には、JGRAD のアンケート機能を活用し、博士人材のキャリアパス等に関する意識調査を2015年11月に施行的に実施し、2016年5月に報告書を取りまとめ、参加大学及び登録者にその結果をフィードバックした。

概要図表 2 JGRAD を用いたキャリアパスに関する意識調査

1. 長期的視点に立った調査研究(2014～)



2. 短期的なフィードバック可能な調査研究(2015年11月調査で試行)



- 調査内容：キャリアパス等に関する意識調査
- 調査期間：2015年11月30日(月)～2016年1月29日(金)
(11月の登録情報の更新に合わせて試行)
- 対象者：JGRADのアカウントを発行している
在学生・修了生
- 調査事項：所属情報、進路希望、能力・スキルに対する
意識、職業等の状況 等
- 調査方法：JGRADのアンケート機能と登録項目を活用



出所) 文部科学省科学技術・学術政策研究所作成

3.2 リニアモデルからパートナーシップモデルへ

これまで JGRAD は国（文部科学省等）の科学技術イノベーション政策や、人材政策に資するための手段としてその役割が説明されてきた。具体的には、JGRAD は博士人材のキャリアパス把握に必要な情報を、国立研究機関である NISTEP が博士人材から収集するためのツールという位置づけであった。（リニアモデル）

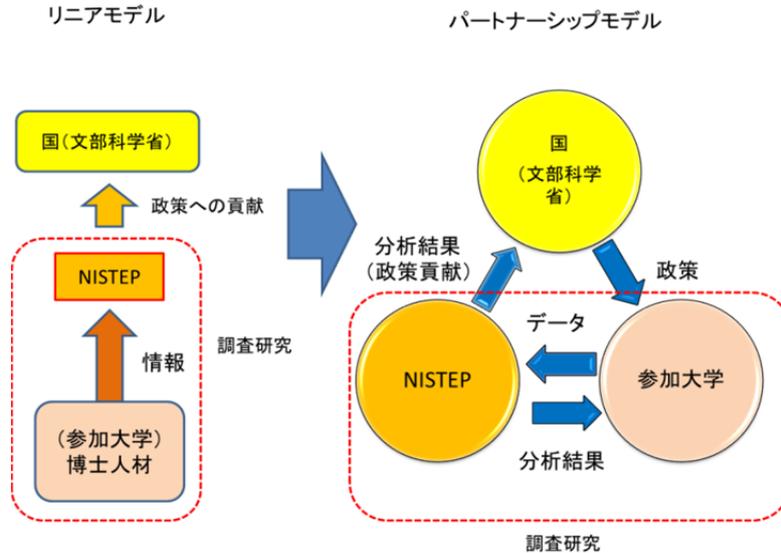
しかし、2015 年度は、このようなリニアモデルを見なおし、NISTEP、登録者、参加大学のパートナーシップをベースとするモデルを基本とする考え方に比重を置くこととした。JGRAD は、長期的・持続的に博士人材のキャリアパスを把握（動態分析）するための情報を収集していく必要があるため、そのためには、登録者や参加大学の立場からも登録のメリットがあるものでなければならない。すなわち、参加大学の理解と協力のもと進めていくためには、国のみならず、登録者や参加大学を受益者と位置づけ、JGRAD への参加を通じてそれを享受していくモデル（パートナーシップモデル）への転換が必要である。

例えば、博士人材を育成する責務を担う大学の立場からは、教育や指導の現場で実際に役に立つ情報が必要ではないかと考えられるため、NISTEP は関係機関と協力しつつ、分析結果や各種情報を積極的に参加大学にフィードバックしていく計画を進めている。今後は、NISTEP も大学のニーズを把握しつつ、必要とする情報を積極的に収集・分析し、フィードバックしていくよう努めていくこととしている。

また、登録者のインセンティブ向上のためには、JGRAD への登録により、直接的なメリットを感じられるものである必要がある。このため、今後は、登録者自らのキャリア形成にも役立てることができるような情報提供を強化していくこととしている。

例えば、博士人材からのニーズが高い就職支援情報等については、JST の JREC-IN Portal との連携協力を進め、2016 年度中にサービスを開始する予定である。また、これまで2年間のパイロット運用を通じて、JGRAD には登録者のメールアドレスが一定量蓄積されてきたことから、これらに向けて登録者に有用な情報配信を行うことが可能となった。将来的には JGRAD 本体を登録者への一つの情報提供媒体として利用していくことを検討しており、その一例として 2016 年 4 月には、NISTEP の研究者公募情報を試験的に JGRAD に掲載した。

概要図表 3 リニアモデルとパートナーシップモデルの概念図



出所) 文部科学省科学技術・学術政策研究所作成

3.3 JGRAD に求められる3つの役割

パートナーシップモデルに基づけば、JGRAD には3つの役割が求められていると考えられる。第1に、最も基本的な役割として、長期にわたる博士人材のキャリアパスを把握・追跡するために、博士人材の基本情報や所属・所在情報等を「登録・管理」するためのデータベースとしての役割である。今後は、他のデータベースとの連携も意識し、共通性の高い必須項目等を特定するなど、登録者の負担軽減に向けた改善を検討していく。

第2に、博士人材の状態(ファクト)や意識について把握するための「調査」のためのツールとしての役割である。

第3に、登録者がキャリアパス形成を行うにあたって必要な情報を提供していく媒体としての「情報プラット・ホーム」としての役割である。現在検討している情報提供としては、具体的にはJSTのJREC-IN Portalとの連携による就職支援情報等の提供がある。また、登録者がキャリア形成を考える上で参考となるような記事や報告書等の配信も検討している⁴。

3.4 登録項目の精査

2年間のパイロット運用を通じて蓄積した経験や、パイロット運用開始当時と今日のJGRADを巡る環境変化を考慮し、今後、本格運用に向けてパイロット運用のレビューを行い、項目を精査する必要があると考えられる。

⁴ 2015年11月に行ったJGRADを用いた博士人材の意識調査の結果については、このような情報発信を意図して実施された。

これまでの経験の蓄積をもとに、登録の実態や他の調査の回答状況等を参考に、例えば、必須項目の絞り込みや、任意項目でも重要性の高いと思われる項目について必須項目にする等の検討が可能となった。また、第5期科学技術基本計画【2】等、JGRADの国の政策における位置づけが強化され、また、パイロット運用を通じて参加大学との関係が深化するなど、JGRADを取り巻く環境も変化しつつある。このため、パイロット運用開始時点では、任意項目とした項目等についても、現時点で、改めてその取扱いを議論することが可能となりつつある。

さらに、項目の精査にあたっては、登録者の入力負担の軽減等を考慮し、各大学や関係機関が整備を進める他のデータベースとの将来的な連携協力の可能性を検討するとともに、これまで網羅的に情報収集してきた項目を、動態分析、状態分析、意識調査の3つに分類し、各調査項目により、いかなるアウトプットを目指していくのかを意識しつつ、再整理していく必要がある。

4. JGRADのパイロット運用とその改善状況

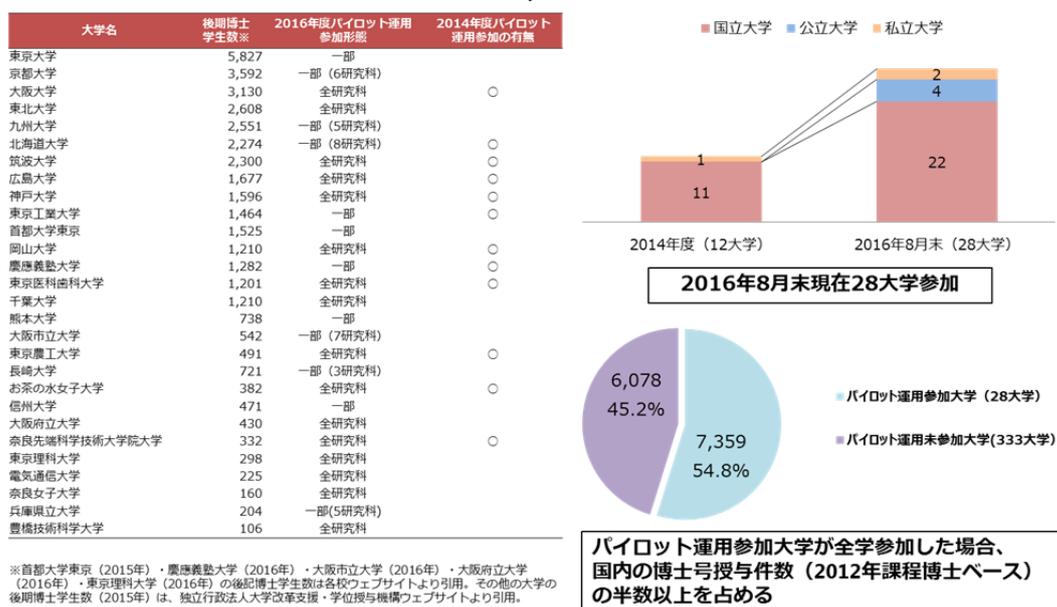
4.1 パイロット運用への大学の参加状況

JGRADは2016年8月末現在、国公立大学を含む合計28大学が参加し、パイロット運用を継続している。このうち、2014年度からの参加大学は12大学、また2015年度からの参加大学は14大学、2016年度からの参加大学は2大学である。特に、2015年度は、初めて公立大学の3大学が参加（兵庫県立大学、大阪市立大学、大阪府立大学）し、これにより国公立大学が参加する形でJGRADのパイロット運用が行われるようになった。

現在、JGRADのパイロット運用に参加している28大学が仮にすべて全学参加になった場合、我が国の博士号授与件数の半数以上（54.8%、2012年度課程博士ベース⁵）を占める計算になるので、JGRADの科学技術・イノベーション政策や博士人材育成政策への活用という観点では、JGRADへの参加大学数については、これまでのところ順調に推移していると考えられる。

⁵ 文部科学省「平成23年度博士・修士・専門職学位の学位授与状況」より

概要図表 4 2016 年度 8 月末現在の JGRAD パイロット運用への大学の参加状況



※首都大学東京(2015年)・慶應義塾大学(2016年)・大阪市立大学(2016年)・大阪府立大学(2016年)・東京理科大学(2016年)の後期博士学生数は各校ウェブサイトより引用。その他の大学の後期博士学生数(2015年)は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構ウェブサイトより引用。

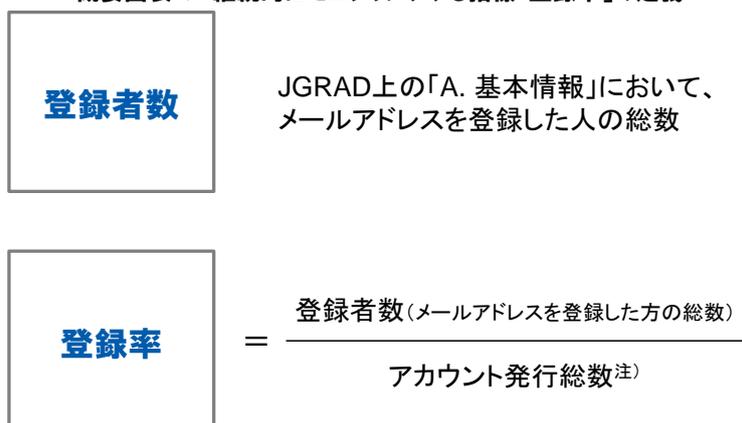
出所) 文部科学省科学技術・学術政策研究所作成

4.2 JGRAD のパイロット運用状況

1) 登録者数・登録率の試行的定義

2015 年度のパイロット運用においては、継続的にモニタリングする指標として、JGRAD における「登録者数」と「登録率」を、試行的に、次のように定義した。

概要図表 5 継続的にモニタリングする指標「登録率」の定義



注) アカウント発行総数には“アカウントを発行したが、まだ配付されていない人”も含まれる。

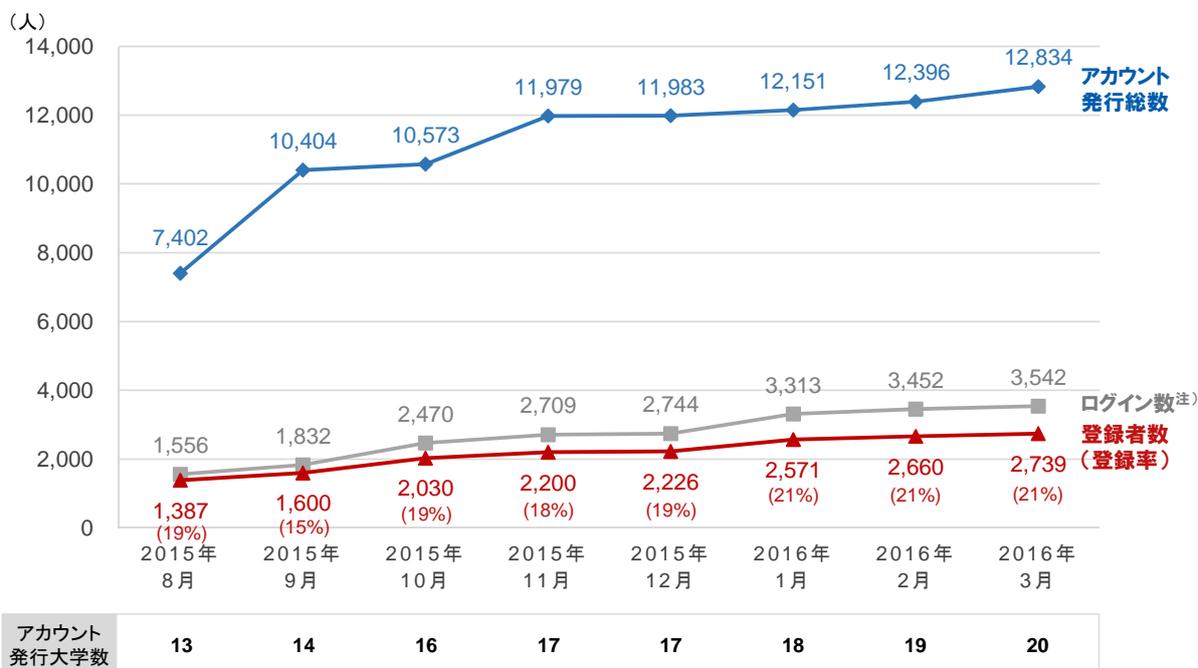
出所) 株式会社野村総合研究所作成

2) 登録者数・登録率の推移(全体)

以上の定義に従って、登録者数と登録率を定期的に集計した。登録者数・登録率について、各大学で合算した数値の推移は以下のとおりである。2016 年 3 月 1 日時点で、アカウント発行総数は

12,834人、登録者数は2,739人、アカウント発行総数に対する登録率は21%となっている。

概要図表 6 登録者数・登録率の推移(各大学合算、月初のデータを集計)



注) ログイン数とは、JGRAD に一度でもログインしたことのある人の数を示す。

出所) JGRAD を基に株式会社野村総合研究所作成 (2016年3月1日時点)

登録率の考え方を含め、JGRAD の運営を評価していくためのプロジェクト管理指標の開発は、引き続き検討していく必要がある。

3) プロジェクト管理指標としての「充足率」

2015年度は、登録者数(「A. 基本情報」においてメールアドレスを登録した人の総数)に対し、どの程度、各項目のデータが入力されているかについての割合を「充足率」と定義し、これを一つのプロジェクト管理指標とした。

今回の調査では、任意項目のうち、「氏名」や「主な研究分野」など基本的な登録項目の充足率は思いのほか高く、登録者の抵抗感は意外に少ないことがわかった。また、大学よりデータをインポートした一部の登録項目では充足率が高く、登録者数(メールアドレス登録数)を超える項目もあった。

修了・退学時に入力する「C. 課程修了時の情報」タブは、修了者総数1,960人に対し、137人(7%)が登録済となっていた。博士課程在籍者も含めた全体の登録率(21%)と比較すると低い数値に留まっており、修了・退学後に登録・更新してもらうことが大きな課題であることが、この点検結果からも確認された。

4) 各大学の運用状況の確認

2015年7～8月と2016年1～2月の2回、各大学の運用状況を確認するためのメールアンケートを実施した。調査結果を踏まえた、各大学の配付状況のポイントは次のように整理できる。

- (1) 2015年度の途中から参加した大学や、配付時期・対象を事前に特定した大学のような特別な事情を除けば、概ね6月頃までに、新生に対してアカウント発行・配付が可能である。
- (2) いくつかの大学においては、発行したアカウントを全て配付していない。これは、調査時期がアカウント発行直後だった、アカウント発行～配付の間に配付対象学生がいなくなった（留学元に帰国したなど）、配付対象を修了生のみとした、などの理由による。
- (3) 各大学の登録率のデータと比較すると、周知・配付方法の違いによって登録率に差が出ていると推察される。

5) 問合せ対応

博士課程在籍者・修了者等からのメールによる問合せは合計73件、うち英語による問合せは11件だった（2016年3月25日集計）。月別の問合せ件数は下記のとおりである。今年度の新規参加大学へのアカウント発行が進んだ8～10月頃と、JGRAD上で所在確認・意識調査を実施した12～1月に件数が増加している。

4.3 パイロット運用方法の改善・標準化

各大学への運用状況確認調査を行ったところ、各大学で一部のオペレーションを統一し、標準化できる余地があることが確認できた。また、各大学の登録率の現状と照らし合わせたところ、登録率を高めるための方法をいくつか事例として収集できた。

1) オペレーション標準化

各大学への運用状況確認調査の結果を踏まえ、アカウント発行・配付の時期と対象、またリマインダー送付について標準化を図った。これらの概要は下記のとおりである。

概要図表 7 各大学のオペレーション標準化の内容

	標準手順	概要
アカウント発行・配付の時期	遅くとも 6月までにアカウントを発行し、配付する	<ul style="list-style-type: none"> • 新年度分のアカウント発行・配付は、遅くとも6月までに実施 • 追加のアカウント発行については、これまで通り、随時受け付け(10月入学者の追加など)
アカウント発行・配付の対象	参加研究科の博士課程在籍者全員とする	<ul style="list-style-type: none"> • 博士人材DB上での意識調査(後述)の対象には、在学生在が含まれるため、来年度からは全員への配付を原則とする (「D3学生のみor修了生のみ」に配付)という方法は避ける)
リマインダーの送付	アカウント配付後、最低1回は登録リマインダーを送る	<ul style="list-style-type: none"> • アカウント配付後に2~3週間程度の登録期限を設け、その期限の前後にリマインダーを送付する • リマインダーは、配付対象者全員への一括配信で十分

出所) 第2回連絡協議会(2016年3月10日)資料を基に株式会社野村総合研究所作成

2) 登録率向上の事例(ベストプラクティス)共有

登録率が高い大学においては、いくつかの運用上の工夫を実施していることが判明した。これらは下記のとおり整理される。

概要図表 8 登録率を高めるための事例(ベストプラクティス)

<p style="text-align: center;">入学時ガイダンスで説明・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> • 博士課程入学時のガイダンス等の場で、博士人材DBの説明と、アカウント配付・登録依頼を実施 • 学生からは、「博士課程に入ったらず登録しなければならないものだ」と認識した」との意見があった • 登録率はかなり高くなる傾向にある <p>実施例: 東京農工大学</p>	<p style="text-align: center;">出席率の高い別の説明会に相乗り</p> <ul style="list-style-type: none"> • これまでに定期的に実施しており、かつ出席率が比較的高い説明会に、博士人材DB説明会とアカウント配付を相乗りで実施 • 例えばJSPS特別研究員申請の説明会等を実施していれば、相乗りすれば高い周知効果を見込める <p>実施例: 豊橋技術科学大学</p>
<p style="text-align: center;">指導教員への説明会実施、研究室経由で配付</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教授会やFDなどの場で、指導教員への説明会を実施(NISTEPが説明会に出席したケースもあり) • さらに、研究室経由で周知・配付すれば、登録率が高まる傾向にある <p>実施例: 北海道大学、東京大学、豊橋技術科学大学、京都大学、奈良女子大学、慶應義塾大学、東京理科大学など</p>	<p style="text-align: center;">未登録者を特定してリマインダー送付</p> <ul style="list-style-type: none"> • 博士人材DBからデータをエクスポートして未登録者を特定し、未登録者に限定しリマインダーを送付 • 学生からは、「『まだ登録していないようなので登録してください』という連絡が来たため、対応しなければならぬものと認識した」との意見があった • 登録率はかなり高くなる傾向にある <p>実施例: 奈良先端科学技術大学院大学、東京理科大学</p>

出所) 第2回連絡協議会(2016年3月10日)資料を基に株式会社野村総合研究所作成

5. 「博士人材データベース」の個人情報の取扱いについて(規定整備)

登録者が一層、安心して登録できる環境を整備するため、個人情報の収集にあたって、登録者本人が画面上で個人情報の取り扱いについて認識し、同意したうえで情報を登録していただくことを検討した。そこで、弁護士や法務の専門家の御意見も聴取しつつ、「『博士人材データベース』の個人情報の取扱い」を整備し、11月の情報更新に合わせて、JGRADのウェブ画面上に掲載した。

6. JGRADの官民協力運営に関するフィジビリティ調査

2015年度は、JGRADの「官民協力運営」のフィジビリティについて検討するため、株式会社政策研究所による委託調査（以下、「フィジビリティ調査」という）を実施した⁶。

「官民協力運営」とは、JGRADの収録データの水準の維持・向上や、JGRADの運用コスト削減等を図る観点から、国(NISTEP)と民間企業等が連携・協力し、民間事業者が創意工夫と専門性を発揮しつつ、JGRADの事業実施者として参画できる仕組みのことである。

民間事業者として望む官民協力運営のケースは、登録者の個人情報を活用して収益事業を行うケースである。このケースでは、NISTEPが保有するJGRADについて、民間事業者への個人情報の提供が許されるのか、また、民間事業者がマッチング等の収益事業を行うことが認められるかという問題が生じる。

1) 第三者提供を可能とする条件 【4】 【5】 【6】

官民協力運営について、NISTEPが保有しているJGRADを民間事業者が運用・管理することになった場合、関係してくる法律として、個人情報保護法第8条が挙げられる。(以下、フィジビリティ調査より抜粋) 個人情報保護法では、個人の権利利益の保護の必要性和、個人情報を利用することの有用性を比較衡量し、例外的に利用目的以外の利用・提供を行うことができることとされている(第8条第2項)。保有個人情報を利用目的以外の目的で他の機関に提供することが認められるための要件として、「相当な理由」(第8条第2項第3号)や「特別の理由」(同項第4号)が必要とされている。この「相当な理由」としては、社会通念上、客観的にみて合理的な理由であることが求められ、また、「特別の理由」については、本来行政機関において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、「相当な理由」よりも更に厳格な理由であることが必要とされている。その際の例として、行政機関に提供する場合と同程度の公益性があることなどが挙げられている。

第23条第2項では、関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合に、以下の

⁶ 本調査は(株)政策研究所への委託調査「博士人材データベースの官民協力運営の在り方に関する調査」として実施した。なお、本報告書の統一性を確保する観点から、委託調査の趣旨を変えない範囲で、表記統一や表現の補充・変更等を行った。

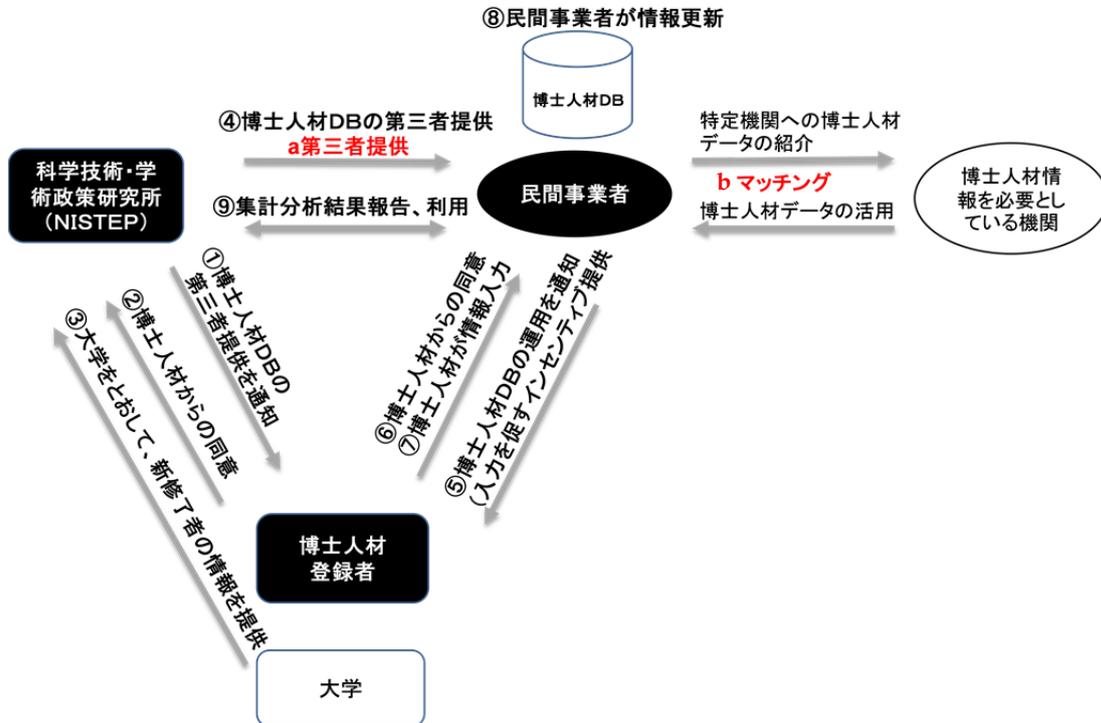
1～4に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしているときは、その個人データを第三者に提供することができる、とされている。いわゆる「オプトアウト」についてである。

1. 第三者への提供を利用目的とすること
2. 第三者に提供される個人データの項目
3. 第三者への提供の手段又は方法
4. 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

検討の結果、フィジビリティ調査では、第三者提供により官民協力運営を行う場合の NISTEP、民間事業者、博士人材個人の関係は概要図表 9（詳細は本編参照）のようになると結論している。（以下、フィジビリティ調査より抜粋、一部加筆）

- JGRAD の第三者提供の通知と同意（図中①及び②）
- 博士人材の情報入手（図中③）
- JGRAD の第三者提供（図中④）
- JGRAD の運用通知（図中⑤）
- 登録者の同意と情報入力（図中⑥⑦）
- 民間事業者が JGRAD を運用（図中⑧）
- 集計分析結果を報告（図中⑨）
- 第三者提供（図中 a）
- マッチング（図中 b）

概要図表 9 第三者提供の形態



出所) 有識者の意見を踏まえ株式会社政策研究所が作成

2) フィジビリティ調査に対する考察【6】

今回行われた官民協力運営のフィジビリティ調査では、個人情報保護法や民間企業の意向調査が行われ、いくつかの前提をクリアすれば、官民協力運営の運営モデルが可能ではないかという結論である。官民協力運営により民間事業者が JGRAD に参画し、収益事業を行いながらそれを運用することは、個人情報保護法第 23 条 2 項の「第三者提供」の枠組みを用いれば運営モデルとして可能であるとしている。ただし、そのためには登録者の同意等いくつかの条件が必要である。

しかし、今回のフィジビリティ調査は、官民協力運営のフィジビリティについて主として民間事業者の要望をヒアリングし、その実現可能性について検討したものであり、必ずしも国や大学の立場を代表するものではない。

民間事業者等の要望の中には、現在のパイロット運用において、すでに実施または具体的な対応が行われているものがある。(「協議会」の設置、登録項目の見直し、他のデータベースとの連携など)

一方で、民間事業者が希望する官民協力運営のケースの検討を行うに当たり、フィジビリティ調査では以下の 2 つの課題を挙げている。

課題 1 : NISTEP が保有する JGRAD のデータについて、民間事業者への個人情報の提供が許されるのか。

課題 2 : 民間事業者が企業とのマッチング等、収益事業を行うことが認められるか。

課題1については、フィジビリティ調査の中で、個人情報保護法の観点から、一定の検討が行われている。その結果、個人情報保護法第23条2項の「第三者提供」を用いれば、個人情報の民間事業者への移転は可能であり、運営モデルが成立しようとしている。

しかし、課題2については、国(NISTEP)が博士人材のキャリアパス追跡という公的な目的で参加大学や登録者の協力により収集した個人情報を、民間事業者が収益事業に活用することを前提に「第三者提供」することが、社会的に許容されるのか、という問題であり、慎重な検討が必要である。国にとって官民協力運営の意味は、あくまで博士人材の「キャリアパス追跡」を行うために必要なインセンティブ付与のための一つの「手段」であり、官民協力運営自体が「目的ではない」とは留意すべきである。

官民協力運営における国(NISTEP)の役割としては、第一に、個人情報収集における登録者の「安心・安全の確保」の責務がある。このため、第二に、NISTEPは、個人情報が利用目的以外に使用されたり、博士人材の不利益とならないよう、民間事業者を「監督する義務」が生じるが、NISTEPによる民間事業者に対する監督やモニタリングをどのように実施し、また、そのためのコストはどのくらいで、だれが、どのように負担していくのか等、具体的な検討を行う必要がある。本来限定的に活用されるべき個人情報について、利活用をどこまで認め、また、国としてどこまで支援することが妥当であるかという「歯止め」についても、慎重に検討する必要があると考えられる。

官民協力運営におけるリスク分担と責任関係を運営モデルに即して整理しておく必要がある。責任関係は、できるだけシンプルで、登録者に「責任の所在」がわかりやすいことが必要である。

さらに、提案された運営モデルの前提について、実現性について具体的な検討が必要である。例えば、民間事業者は、安定した収益を確保するまでの期間として5~10年程度を望んでいるが、単年度会計を基本とする国の予算制度の中で、このような長期契約の締結がなじむのか、また、それをどのように実現していくかという課題がある。

上記の他、第三者提供の場合、データ利用権は提供された時点で民間事業者に移転するので、事業継続が困難な場合、個人情報拡散のリスクに対し、どのように保証するのか、個人情報保護法以外の法令(例えば職業紹介法等)との関係で、どのような論点が存在するのか、JGRADのデータを長期間、特定の民間事業者に第三者提供することは、「市場における適正な競争」を確保する上で問題はないのかなど、慎重な検討が必要である。

したがって、登録者や大学との信頼関係により成り立っているJGRADにおいて、登録者の個人情報の保護に関して責任を有するNISTEPとしては、官民協力運営に対して登録者や大学の中に、個人情報の保護等について懸念が示されており、その解消について確信の持てる方法が見いだされていない状況から、この運営方法について、さらに具体化に向けた検討を行うことは適当ではないと判断した。

一方で、今回のフィジビリティ調査の中で提案された登録インセンティブについては、官民協力によらずとも、大学や関係機関(公的機関)との連携を通じて、前進させることができると思われるものも含まれていた。このため、引き続き登録者や大学の意見等を伺いながら、まずは国の機関

として、できることから着実に実施し、JGRAD の充実・改善を図っていくこととなった。

概要引用資料

- 【1】 文部科学省科学技術・学術政策研究所「博士人材データベース（JGRAD）のパイロット運用状況」大学等説明資料
- 【2】 総合科学技術・イノベーション会議「第5期科学技術基本計画」（2016年1月22日閣議決定）
- 【3】 総合科学技術・イノベーション会議「科学技術イノベーション総合戦略2016」（2016年5月24日閣議決定）
- 【4】 法務省、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律,
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO058.html>.
- 【5】 総務省「行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護」の「よくある質問とその回答」,
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/question05.html.
- 【6】 文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン
「第7 個人データの第三者提供に関する業務」,
http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin/info/1321235.htm.

